

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和元年 12 月 12 日（木曜日）

場所：委員会室

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 12 時 06 分

委員会に付した事件

令和元年12月11日開会令和元年第4回阿武町議会定例会より付託された案件
の審議

出席委員

委員長	7 番	市 原	旭
副委員長	6 番	伊 藤	敬 久
委 員	1 番	池 田	倫 拓
〃	2 番	小 田	高 正
〃	3 番	清 水	教 昭
〃	4 番	田 中	敏 雄
〃	5 番	中 野	祥 太 郎
議 長		末 若	憲 二

欠席委員 なし

出席説明者

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	梅	田		晃
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	俣	野	有	紀
書記	高	橋	仁	志

審議の経過（要点記録）

開会 9時00分

○委員長（市原 旭） 昨日、委員長に就任させていただきました。議員になり2年が経過し、私なりに汗をかき精一杯務めて参りましたが、今回委員長を拝命いたしましたから、今後は時折冷や汗覚悟で努力して参りたいと思います。これまで2年間で委員会を経験し感じたことは、議員は執行部が行うことをチェックし提案していくことが重要な使命であるということです。人はとかく新しいことを行おうとすると慎重になります。個人のレベルではそういった人生も良いのかもしれないが行政はそうはいきません。何もしなければ変わりません。そこには衰退が生まれてきます。かといって単に理想を語るだけでは人は集まりません。ここでは、慎重かつ大胆に議論を交わし合っ参りたいと思います。世論の先に出会いがあれば、新しい何かが見えてくると信じております。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

ただ今より阿武町行財政改革等特別委員会を開催いたします。本日、委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第19号までの計19件です。慎重審議の程よろしく願いいたします。それでは、審議に入ります前に、町長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

○町長（花田憲彦） それでは、一言だけご挨拶を申し上げます。今委員長からお話がありましたように2年ごとの慣例による改選ということで体制も新たにされたわけであります。ひとつ議会と町執行部は車の両輪、私どもは議会からのチェックも受けながら議員の皆さん方の発言を真摯に受け止めそれを行政に反映する。これも住民の代表である皆さん方に対する当然の私どもの務めだと思ひております。両方が相まって歯車がすれ違ひでなくしっかりと噛み合った形で、なれ合ひではいけませんけどもしっかりと審議、調整を進めていけたらと思ひております。今回の議案につきましては、あまり多くのもなく、職員関係の議案が

多いわけでありまして、慎重審議の上ご意見賜えば有り難いと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議長お願いします。

○議長（末若憲二） 本日、行財政改革等特別委員会の開催ご苦労さまです。昨日の本会議におきまして19件の議案をこちらの委員会に付託しております。本日は皆様方、慎重なる審議をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、審議に入ります前に会議録署名委員を指名させていただきます。1番、池田倫拓委員、2番、小田高正委員、にお願いします。

○委員長 それでは、審議に入ります。議案第1号の質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

○2番 小田高正 4ページ目、今回新たに砂川氏が選任されているが、いずれの委員も選任回数が若い。委員の選任はこれまでだいたい長くて何期くらいやられているのか。

○町長 一番大事なことは、色々な方と。また、新陳代謝、これも大事ということで、原則として4年任期の場合は3期、3年任期の場合は4期、要するに12年を基本的な一つの目安にしてやってきております。

○3番 清水教昭 4ページの参考条文の中に「学識経験を有する者」とあるが、学識経験というと色々な考え方がある。今回の件についてどういうレベルの人を以て学識経験と判断されたのか。

○副町長（中野貴夫） 本来であれば精通している方が理想ですが、各地区で一人ずつ出させていただいておきまして、各地区の中から特に学識ということもありませんがそれに相応しい方をお願いをしているということでもあります。

○町長 とは言いながらも、ここにあります中野克美委員におかれましては、元税務で固定資産の評価、評価補助員をされており、正にその任にあったわけでこ

れこそ学識経験の最たるものであると思っております。

○3番 清水教昭 先ほど答弁の中で、「町内に精通している」と言われたが、何をもって精通されているというのか具体的に教えてほしい。

○副町長 各地区の中でそれなりにこれまで地域で活躍されている方、それぞれの職に就いておられた方、また、町長が申しましたように中野氏についてはこれまで住民課で長年税務での経験が深いことからなっております。

○町長 あくまでも、これは固定資産評価について疑義があった時に審査する委員でありますから、正にその固定資産の評価というものがどういう仕組みでできているか、正に中野委員におかれましては自分自身が評価をしておいた本人でありますから、私は全てのことにおいて固定資産の評価においては一番の精通者であると思っておりますのでこれ以上の適任者はいないと思っております。

○3番 清水教昭 それは、今中野委員についての答弁であるが、要は、固定資産のことに詳しくある程度経験を積んでいるとか資格を持っているとかそういうことであれば十分納得できる。だけど単に精通しているとか地域に貢献しているとかでは意味を成さないと思うが。

○町長 それは条文の解釈が違うんじゃないですか。あくまでも住民の中から、一般の住民であっても納税者であってもいいし、それから更に1人くらいは詳しい方、住民の感覚、固定資産評価の感覚、そういったものを持ち合わせた3人を選んでくださいという文言です。全員がそういったものを有するかというのは条文の読み方が間違っていると思います。

○3番 清水教昭 分かりました。そのように判断させていただきます。

○委員長 他にございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 それでは、質疑がないようですので、原案のとおり承認すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて)は、原案のとおり承認すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第 2 号の審議に入ります。以降第 8 号までは会計年度任用職員が 2020 年 4 月に開始されることを受けての変更及び国の働き方改革制度に伴う変更のように見受けますが、私も不慣れなため、1 件ずつ進めさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは、質疑の方を進めます。質疑はございませんか。

○5 番 中野祥太郎 現在、阿武町の職員の中で正規が何人、今後、会計年度任用職員に該当する方が何人いるのか、職種別に人数を教えてください。すぐ分かれば良いが、分からなければ後からでも構わない。

○副町長 非常勤職員の人数については後ほど調べて発表させていただきます。これも働き方改革の一環だと思いますが、これまで非常勤職員についてはグレーな部分が色々ありまして、阿武町としてもそのグレーの中で色々運用して参りました。他の市町にしても多分同様だと思います。それが今回明確に規定され、来年 4 月から会計年度任用職員として新たに規程が設けられるわけでありまして。これによりフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に大きく分かります。で、当たり前の勤務時間を少しでも割ればパートタイム職員となり、後は皆フルタイム職員ということになります。来年度からは「賃金」という費目がなくなり、フルタイムは「給料」、パートタイムは「報酬」という取扱いになります。当然同一労働同一賃金という考え方の制度でありますから、今よりいくらか給料、報酬が上がりますしボーナスも支給することになります。先日の新聞に載っておりましたが、どこもきちんと正確に決めている所がなかなかなくて、色々近隣市町等も調べながら規則等を決めようとしているところでありまして、

金額も調査中であります。で、今まで支払った月額を減らしてボーナスを支払い最終的に同じレベルにするという所もあるような新聞報道もありましたが、今の人数をそのまま移行し雇えば結果的には400万円から500万円程度金額が上がるのではないかなという試算ではあります。以上です。

○委員長 その他質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号、阿武町職員定数条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第3号の審議に入ります。質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

○3番 清水教昭 7ページ、第3条中「短時間勤務の職をしめる職員」とあるが、阿武町の場合これがどういう職種の人が該当するのか。

○副町長 短時間勤務の職を占める職員というのは、簡単に言うと再任用の短時間勤務職員のことをいいます。退職した後に再度雇用し勤務する職員のことです。阿武町では、現在再任用の短時間勤務者はおりません。

○委員長 他に皆さんからありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第3号、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決

しました。

○委員長 続きまして、議案第 4 号の審議に入ります。質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

○5 番 中野祥太郎 9 ページ、第 3 条第 4 項の中で、「同項中（3 年を越えない範囲）とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。」とあるが、この部分が理解できなかったが、3 年を越えない範囲、要するに 3 年で更新しなければいけないとありながら、任命権者が定める任期を越えない範囲内とする、とあるが、これはどう読めばよいのか。

○副町長 まず、第 3 条第 1 項に「阿武町職員の休職の事由を定める条例各号の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも 3 年を越えない範囲において、それぞれこの場合について任命権者が定める。」ということになっております。これは、一般職員のことをいっているわけで、会計年度任用職員は今回一般職に定義づけされこととなります。ところが、一般会計任用職員というのは一会計年度限りで雇うというものなので、この一般職の「3 年を越えない範囲」が適用されないので、新たに任命権者が任期の範囲内で定めるという規定を新たに設けるというものであります。

○5 番 中野祥太郎 第 3 条第 1 項の条文がないので、第 1 項の規定が一般職員に係るものと見えないがどうか。

○副町長 一般職員については第 1 項で規定されており、会計年度任用職員は一般職に規定されることとなりますが、第 1 項中の職員に係る「3 年を越えない範囲」が適用されないため、会計年度任用職員についての取扱いを新たに第 4 項で規定するものです。

○5 番 中野祥太郎 ひとまず、あの人必要だねという時に 3 年以上また更新できるのか、その辺が町として重要なのではないか。

○副町長 会計年度任用職員は毎年毎年更新することになりますので、職員の 3

年が当てはまらないということです。

○3番 清水教昭 私はどこがわからないかというと、3年を超えない範囲は理解できるが、色々な規定に基づき任命権者の定める任期の範囲は職種により異なるのか、またそういう職種別の表は用意されているのか。

○副町長 そういう細かいところは、今後会計年度任用職員に係る規則で定めていくこととなります。

○委員長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号、阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第5号の審議に入ります。質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

○2番 小田高正 基本的なことですが、減給の効果ということで、減給は1日以上6ヶ月以下ということであるが、この1日以上の定義を教えてください。

○副町長 それは、後で調べて報告させていただきます。

○委員長 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号、阿武町職員の懲戒の手続及び

効果に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第 6 号の審議に入ります。質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

○3番 清水教昭 14ページ、第 8 条第 3 項中、「必要な事項は、規則で定める。」とあるが、「必要な事項」とはどういうことか。

○副町長 これも今規則を作成中であります。来年の 4 月 1 日から適用ということになりますので、他の市町の状況を色々調べておるところです。この規則には、一般的には趣旨、定義から一週間の勤務時間等々を規則で細かくうたうということになるかと思えます。現在、まだ案の段階でありますけど 19 条ほど挙げて規則を整理しようとしております。まだ他の市町との調整が必要であるため、提示できるものではありません。

○5番 中野祥太郎 今の関連ですが、14ページの中で 20 条の中にも「規則の定める基準に従い、任命権者が定める。」と「町長」から「規則」に変わっているが、これは大まかな条例だろうと思うが、今後規則を定めるにあたり、議会に示すこともないまま作成されるものなのか、そういう規則というものもものすごく重要になってくると思われるが、規則を作成する時点で議会を通すというのはどうか。

○副町長 基本的に規則は町長の専権事項でありまして、規則について議会に諮ることはありません。

○5番 中野祥太郎 条例自体より規則の方が一番重要な気がするが、これを議会の中を通すということがあっても公表することがあってもしかりと思うがどうか。

○2番 小田高正 規則を変更するための条例の審議だからその辺は難しいところではないか。

○5番 中野祥太郎 決して条例どうこういうわけじゃないですよ。要するに働

き方改革として、その中がどうなのか答弁してもいいのではないかということ。

○町長 中野議員が言われることもよくよく分かりますが、規則というのは莫大な量、色々なものがありまして、これは町長の執行権の最たるものであります。全部横並びにとは限らないし、市町の規模や近隣市町の状況、財政状況の同じようなものとか雑多にたくさんありますから、そういうことを勘案しながら組長が執行権の中で決めていくというやり方でありまして、それをいちいち全部やっていたらとてもじゃないけど日にちが足らなくなるし刻々と状況に応じて法律の変更によって規則も変えてかなければならないことになりますので、大原則は、この条例の中で皆さん方にお示しした中で、後はその範囲内で町長が裁量の中で決めていく。もちろん、規則は告示し、また告示板にも掲示して住民の皆様方にも見ていただくようになっていますから、その辺は勘弁していただくしか言いようがないという状況です。ご理解をお願いしたいと思います。

○3番 清水教昭 町長の専権事項とはいえ、どこまで私たち委員が審議していくかということも重要だと思うので、ある程度の線までの案件については、一度私たちに報告し審議するという形をとれないのか。

○町長 規則は審議していただくものではありません。ここのところは制度上のものなので、そこまで全部審議の俎上に乗せてくださいと言われてもそれはちょっと無理があります。

○委員長 元々国の方から出てきているものに対し町がそれに合わせていこうとしているものなので、それをここでどうこう言われても難しいのではないか。

○3番 清水教昭 分かりました。次に、第19条中に「勤務時間」とか「休暇」とか色々書いてあるが、キーワードの言葉しかない。例えば普通に皆さん方がここで勤務時間とか休暇とかかければすぐに残業ということになるんですが、通常日に残業した場合、休日勤務で残業した場合の割増等はこういうところに上がってくるのか。それともそれはあるところ内で定めてしまっているのか。

○副町長 今規則で決めようとしているのは、例えば勤務時間についてフルタイムであれば、第3条(案)ですがフルタイム会計年度任用職員の勤務時間は休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分とする。また、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分に満たない範囲内で任命権者が定めるという、こういう規則です。こういう規則を決めていくわけですが、先ほど言われた残業手当についても超勤が発生すれば支払うこととなります。

○町長 今は何条の話ですか。

○3番 清水教昭 第19条です。

○町長 今のは勘違いをされています。あれは見出しです。見出しの表記を変えたものです。

○3番 清水教昭 そこで私が聞きたいのは、普通皆さん残業されると思うが残業された時に通常日の場合は100%の残業代、これが休日出勤の場合には割増があるかどうか。

○副町長 当然ございます。労基法等々と同じように割増賃金は発生します。例えば平日の午後5時15分から午後10時までは単価に1.25を乗じて、それを超えるとプラス0.25、計で150/100というふうに割増はあります。

3番 清水教昭 分かりました。普通考えたら仕事というのは、自分の担当する仕事はどうしてもうまくいかなかったら一生懸命頑張って仕事を遂行しようとする。これは当然だと思う。だけどその時にこれを仕事として上司が認めてあげないとその人は迷うと思う。その辺の判断はどうなっているのか。

○副町長 基本的に超勤というのは、超勤命令というように上司が職員に対して命令するということではじめて発生するわけです。そのように認識しておりますので用務があれば上司の方から職員に対して命令をすることとなります。

○3番 清水教昭 命令をした場合に完結するまでは20時間でも30時間でもず

っと命令権は発動しているのか。

○副町長 原則論で申しますと、本人の健康管理、まあ家族等のことも考慮し一応阿武町では超勤時間は長くても午後 9 時までとしております。

○3 番 清水教昭 午後 9 時までに完結できれば良いが、完結しなかった場合は職員から申し出るのか上司の方からの確認するのか。

○副町長 当然管理職でありますので各職員の仕事量は把握していると思います。その辺りの裁量は管理職がきちんとしております。

○3 番 清水教昭 できてなかったらやりなさいよということですね。管理職の方が仕事内容を見てできてなかったらもっとやってくれということになるわけですね。

○副町長 仕事や仕事のやり方もあろうかと思えます。本人がこうしたいと思っても管理職がこうした方が良いのではないかということもあろうかと思えますので、その辺の裁量は全て管理職が把握することになっております。

○2 番 小田高正 今は条例改正の話なので、服務規程や就業規則といったものについては別の所でお願ひします。次に進めましょう。

○委員長 関連、関連でどんどん奥深くなるのは良いかと思えますが、内容がずれてきておりますので、審議の方に戻りたいと思えます。

他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第 6 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第 7 号の審議に入ります。質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第 7 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第 8 号の審議に入ります。質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第 8 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第 9 号の審議に入ります。質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第 9 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第 10 号の審議に入ります。質疑をお受けいたします

が質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議
ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第11号の審議に入ります。質疑をお受けいたします
が質疑はございませんか。

○2番 小田高正 基本的なことだが、33ページ、会計年度任用職員の方を採用
するにあたり、任命して受諾された場合、ここに1級と2級とあるがこの取扱い
について分からないので教えてほしい。

○副町長 基本的には、18ページ、一般行政職の給料表一緒であります。1級、
2級は。で、今これを適用して会計年度任用職員に当てはめようとしているわけ
ですが、その位置づけというのはこれからの話になります。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議
ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第11号、阿武町会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき
事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第12号の審議に入ります。質疑をお受けいたします
が質疑はございませんか。

○3番 清水教昭 これは非常に良い取り組みだと思う。ぜひ前に進めていただきたいと思う。ただ、これを見た時色々数値や金額が上がってきているが、要はこの金額等が、隣の萩市、県内6町等と比較して高いのか安いのか同等レベルなのかが見えてこない。説明できる資料があればお願いしたい。

○まちづくり推進課長 実は県の方で「山口暮らしYYターン！ガイドブック」ということで、UJIターン者向けに各市町の制度を掲載した冊子を作っております。で、市町によって色々取り組みが違いますのでなかなか比較は難しいですが、これを私の方で整理した中で、例えば空き家バンクであるとかリフォーム補助金等各種の補助金制度、また、UIターン奨励金や各種祝金制度等々、それぞれ市町での取組がありますが、総合メニューとして一番素晴らしい取組をしているのは阿武町であります。例えばUIターンについても、これまで県外からそれも50歳以下で就業のために出ておられた方が阿武町に就業した場合、と定義づけしていましたが、他の市町ではそもそもUIターンの奨励金制度はほぼやっておりませんし、やったとしても新規就業者に限るとか、宇部市のように子育て世代が入った場合とかということで、色々阿武町では企業とか子育てとかも制限を設けておりませんが、制限が少なくオールパッケージでやっているのが阿武町であります。

○3番 清水教昭 分かりました。後でその資料を参考までにいただきたい。

○2番 小田高正 今新興住宅でどんどん家が建っているが、もちろん県内OKということは町内循環活性化のためにも移住定住のためにも町内間移動者も対象ということで間違いないか。

○まちづくり推進課長 住宅取得は、今まで3つの要件を1つ増やしてUターンを増やしたんですけど、まずは子育て世帯、新婚世帯、これまで外から新たに来られたIターン世帯、これにUターンを加えました。このUターンはこれまで定義として就業のために県外にいる50歳以下の方で新たに就業のために阿武町に

戻られた人をいう、ということにしております。これまでの要件が県外でしたがこれを県内に緩めたわけです。1年以上萩に出ていて萩から阿武町に帰られて家を建てられた場合は、50歳以下の方であれば対象となります。

○2番 小田高正 それでは町内の方はどうなるのか。

○町長 町内の移動の場合は、私がここに来た場合は対象外です。なぜならば、4つの要件のどれにも当てはまらないから。ただ町内であっても、新婚、子育て世帯であれば町内の移動であっても対象となります。

○2番 小田高正 解釈があくまでも新婚の方が親と同居していて新たに町内によそに家を建てた方で、新婚世帯、子育て世帯、これは対象となるのでしょうかということです。

○町長 現に、新婚といっても5年という期間もありますけど、今言われるのは大丈夫です。

○5番 中野祥太郎 さっそくUターンを重要視いただきありがとうございます。ただ、今書いてある定義が分からない。多分附則とか規程、規則等何かにあると思うが、それで見づらいというのがあるのでUターン者はどうなんだという方が、例えばちょっとここに書いてある県外は外し県内でもいいよということは一見見えるが、新婚、Iターン、子育て、それで、新婚は何年以内が新婚かというのがこの中では見えない。規程等にあれば探さないといけないがそれも今度出してもらうことができないかと思うわけです。何となく全部見ると見づらい、要するに新婚さんになるんですかというのが分からないなというのが一つです。で、例えばこのUターン者について、条例改正が4月1日施行となっているが、2月転入の人はダメかという単純な考えだが、そういう方があった場合遡及することはないのか、3月までに入られた方があった場合怒る可能性があるということだが。

○まちづくり推進課長 最初の質問ですが、これは全ての条例改正に関わることと思いますが、本文を全て載せておけば一番分かりやすいと思いますが、第2条

第1項2号で、Uターン者とは、就業のために1年以上町外に住所を移していた町内出身者で就業のため再び町内に住所を定めかつ定住の意思のある50歳以下の者をいう、とうたっております、これに別に但し書きで県外にというところをこのたび外させていただいたところです。

2問目ですが、制度というのはいつかの時点で変わるわけではありますが、そういった中ではそういう思いもあって、4月1日からの適用であります、このたび12月議会に上程させていただき告知をさせていただきたいという趣旨もあったところであります。一般的に人の引越しは3月、4月が多いだらうと思っておりますので4月からの適用であります、3月議会ではなくて12月議会に上程させていただいたところです。

○5番 中野祥太郎 ということは、遡及はしないということか。

○町長 おっしゃることはよく分かりますが、これをやっていたら今まで制度が変わった時点で全部遡及していたら、これ以外のものもたくさんあり俺も俺もで収拾がつかなくなります。ですからここはきちっとやらないといけないし、後で逆の不公平が生じると思います。それと今申しますように、そうは言いながらもやはり3月議会でも間に合うんですけど、それじゃいけないから事前に告知期間があるだろうということでやっているわけです。

○5番 中野祥太郎 44ページ、直接条文等に関係ないが、今後検討していただきたいということで、空き家リフォーム補助金で、このたび四万十町に行かせたいただき四万十町の空き家に対する取組の中で、地権者に関係なく町がリフォームを完全にしているのがあり、それが大変私としては手っ取り早く地権者にも影響されず早くできる施策ではなかろうかと思ったので、町が全てリフォームしてしまうことも検討していただいたらと思う。

○町長 資料はいただいておりますうちの随行が行っておりますから、話はだいたい私も理解しておりますけども、町が家を借りて10年なら10年の期間を設定

しながらそこを相当大きなお金をかけてリフォームしてそれを町営住宅じゃないですけど、そういった方々に貸すという話なんです、それも一つの方法だと思います。ただ、やはりそこはもう 1 回慎重に考えていかないと個人資産に町が投資をする話ですからこれがいかなものかという議論もあるでしょうし、ただ、既にやっている所があるわけでありまして、それも効果があるという報告がありますので、今の制度との絡みもありますしうちはうちなりのやり方でやっているわけで、どっちがいいかという話になるかもしれませんが両方やるかという話になるかもしれませんしそりゃちょっとという話になるかもしれません。そこはちょっと慎重に議論させていただきたいと思っております。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第12号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第13号の審議に入ります。質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

○2番 小田高正 47ページ、現行と改正に第5条、第6条とあるが、そもそもこの第5条、第6条の意味が分からないがどういうものか。

○土木建築課長 第5条、第6条はですね、もともと給水装置があつたのが第5条で条ズレにより第6条になったものです。内容が変わったわけではありません。

○委員長 他に皆さんからありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議

ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第13号、阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

1時間以上経過しましたので、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

それでは20分から再開します。

休 憩 10:07

再 開 10:19

○委員長 それでは皆さんお揃いようですので会議を再開いたします。

先ほど、第5号議案のところ、追加説明を副町長からお願いいたします。

○副町長 先ほど中野議員から現在の常勤の状況をとということでありましたので回答させていただきます。まず、非常勤職員は常勤が13人、パートが32人の計45人です。ちなみに職員は61人です。簡単に中身をお知らせしますと、常勤の非常勤職員につきましては、一般事務補助員が7人、これはだいたい各課に1人いるようになります。健康福祉課はパート職員で、別に福賀小学校に1人事務職員がおります。常勤はその他には保育士が本園、分園に各1人で計2人、給食調理員がみどり保育園に常勤が2人、給食センターに常勤が2人です。常勤は以上です。次にパートであります、パートの一般事務補助員は、1人は本庁の健康福祉課におります。後は福賀支所に2人、宇田郷支所に1人の計4人です。歯科衛生士が1人、みどり保育園の保育士が4人、みどり保育園の子育て支援員が1人、そして英語指導助手が1人、次に給食調理員は、みどり保育園の給食調理員が1人、給食センターの給食調理員が1人、その他で、図書支援員が1人、児童クラブとかけもちの給食調理員が1人、それから特別支援学級の学習支

援員が 4 人、児童クラブ指導員が 7 人、マイクロバスの運転手が 3 人、公用車の運転手が 1 人、介護支援専門員が 1 人、計 32 人で、常勤と合わせて計 45 人ということであります。それからもう 1 点、小田委員から、懲戒の 1 日以上 6 ヶ月以下という定義はあるのかというご質問であります。定義はないと思っておりましたがあれでもと思いちょっと確認させていただきました。そもそもこの状態につきましては、地方公務員法の第 29 条懲戒という中の第 4 項に「職員の懲戒の方法及び効果は法律に特別の定めがある場合を除くほか条例で定めなければならない」とされており、これを受けて条例で定められているものです。その条例の中の懲戒の手続の中に、地方公務員法の第 29 条の規定による懲戒処分をしようとする場合は、とありまして、その地方公務員法第 29 条の第 1 項には何て書いてあるかと言いますと、懲戒の定義は地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の定める規定に違反した場合、次に職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合、そしてもう一つ全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、こういう場合に懲戒となるというふうにならうとされています。また、条例の第 3 条に、今の規定により懲戒処分をしようとする場合においては町長は関係者その他適当と認める者の意見を聞くなど公正を期さなければならない、ということで戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職等々行うということで、その減給の効果の 1 日の定義というものはきちんと決まっておられません。町長が色々な方の意見を聞いて公正を期した中で 1 日以上 6 ヶ月の期間中で定めることとなっておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○委員長 それでは、続きまして議案第 14 号の審議に入りたいと思っております。議案第 14 号につきましては、令和元年度の補正予算ということでございます。補正予算書別冊をお開きください。

まず歳出から行います。12 ページからです。款ごとに行いたいと思っておりますので款ごとで質疑をお受けしたいと思っております。まず 1 款、議会費。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようですので、続きまして、2款、総務費。

○5番 中野祥太郎 1項1目一般管理費27節公課費で、説明の中で所得税の納付金ということで源泉徴収の謝金の手違いか何かではなかったかと思うが、歳出によって、基本的に源泉税であるから町が歳出することはないと思う。ということは、47万2,000円ですが、これを、源泉を徴収せず払うだけになるのか。

○副町長 通常、例えば講師に謝金を支払った場合、あらかじめ源泉分を差し引いて支払い、後から源泉徴収票を本人に送るということにしております。今回計上させていただいたものは、先日下関税務署から調査が入りまして過去5年分の源泉徴収の状況を10日間のうち6日間通い調べられました。結果どうであったかという、源泉徴収する率の認識の違いもありますが、特に今回は謝金を支払う際の旅費について、これまで実費支給であり源泉の対象としていませんでしたが、税務署の調査官曰く本人に支払ったものであれば旅費も合算して源泉分を払いなさいとなったわけです。実費しか払っていませんと話しましたが、調査官は、チケットを手渡しするなら良いが、実費であってもお金を渡したのものについては源泉の対象となりますというようなことが色々あったわけです。それに対するものが約29万8,000円あります。また、これまで講師等への謝金については源泉をする際、源泉徴収の区分の乙欄の3.063%を適用していたわけですが、乙欄でなく甲欄10.21%を適用しなければならないということがこの時はじめて分かりまして、その率の違いから29万円くらい増えたということです。また、もう一つ、住宅費で、例えば地域おこし協力隊員等に住宅をあてがっておりますけど、その住宅の住宅料を無料にしているところにおいても、給料に住宅料を足したもので源泉しなさいと、現物支給であっても給料に住宅料相当分を足して源泉しなさいという指導がありまして、これが約10万2,000円、もう一つ消防団ですが、消防団もこれまで源泉の対象にしておりませんでした、5万円以下なら源泉の必要は

ありませんが5万円を超える分団長以上の報酬は源泉の対象となるということで、今回これについてが約7万円、そういったものが指摘されまして合計47万2,000円納めなさいという話です。ただ、消防団については各訓練や式典、会議等に出席する場合は源泉の対象とならないという説明でありました。

○5番 中野祥太郎 分かりました。これは税務署からの指摘なのでしょうがないと思うが、ただ個人の所得として認定されたものについては個人からの徴求かなと思うが、もう面倒くさいと思うし実態はそうだろうと思う、源泉されて町や会社が預り金をして払うものだから。それが何となく会社ならいいかなと思うが、血税が入っていると思うとどうなるのかなと、町の一般財源あたりで払われるのに個人の所得税が入っていいのかなと本当に思う。徴求する気はないか。

○町長 今言われる趣旨は、国税からいったら二重取りですよ。こちらが解釈の違いでこれだけのものを源泉すべきところをしなかったということなんです、そうすると中野議員が言われるのは、それは税としては町が払ったので今は確定申告とかで本人が所得税を払っていらっしゃるので、こちらが払ったので本人が更正の請求段階で取り戻すと。であればとんとんですよ。ところが、5年まで遡及して5年前にもらった報酬等について、これを今ここで5年遡及してこちらとしては源泉徴収として納めざるを得ないんですが、じゃあそのことを本人さんに更正の請求で取り返すまでやるのかやらないのかそういう話になるわけです。ですから我々はそこについては源泉徴収票をこれに従って出す。それから先の話は、最終的には本人さんの話になると思うんです。現実問題として難しい問題です。払って使って何も無い中から出すわけですから。もうこちらがどうこう言いようがないと思います。本人さんがその気になってやられればそれはそれ、過去5年遡って全てをやっていくというのは現実問題として多分そのままにならざるを得ないのではないかと思います。

○5番 中野祥太郎 決して責めるつもりはないが、非常に複雑になってくると

思う。今後の対策をしっかりとしてほしいと思う。

○副町長 一応税務署の方に二重払いになるのではという話もしましたが、税務署の方も調査官は調査官、徴収官は徴収官、申告は申告、とにかく払ってくださいということで、今年確定申告される方については、納付書をお送りし納めていただきますし、消防団についても後期分で差し引かせてもらうということで調整をしております。

○委員長 よろしいですか。他に 2 款総務費の中でありませんか。

○3 番 清水教昭 1 項 2 目財産管理費で、町有地草刈業務委託料というのがあり、説明では奈古分校の樹木の伐採と聞いたが、この金額を見ると結構大きな金額であり、伐採する樹木の面積、作業人員、日数等のくらいかかるものか。

○副町長 この金額は業者から見積をいただき計上しているものですが、場所は阿武中学校のプールの前の道を挟んで、奈古分校のテニスコートに上がる道があり、そこに高く伸びた雑木が生い茂っており地元から切ってほしいと要望がありまして、以前からあったんですけど高所作業車が必要だということでおいていたところですが、今回教育委員会の方でも補正予算計上していますが、阿武中学校裏の雑木を切るということで高所作業車を使う予定である旨話を聞きましたので、それに合わせてこちらの方もやってもらおうという計画です。人役は 2 人役で、面積というか距離はテニスコートまでの約 25m の間で十数本を切る予定です。

○委員長 では、他にありませんか。

○5 番 中野祥太郎 15 ページ、1 項 8 目企画振興費のグリーンパーク整備工事費について、どのような工事内容なのか。

○まちづくり推進課長 グリーンパークに、一番大きいのはシンボルツリーでくすの木が、また、その他に遊具コーナーのところに大きな木を植えております。が、あそこが田んぼを埋めた中で地価水位が高くてなかなか根が横に張らないということで、上の方が立ち枯れた状態になっております。それで、造園業者に相

談したところ、いったん掘って上に嵩上げすると元気になるということで、樹生回復の工事をしたいと考えておるところです。

○5番 中野祥太郎 何本くらいあるのか。

○まちづくり推進課長 大きな木が7本です。

○3番 清水教昭 その7本の中に桜の木とか入っているか。というのは桜の木が半分くらい上の方が枯れているのはいっぱいあるが。

○まちづくり推進課長 ちょっと補足です。嵩上げをするのは7本と、桜は線路側の古い木と川側の新しい木がありますが、古い木の方はちょっと古木で危険な状態になっておりますから、さっき言われた高所作業車も活用する中で、危ない木の枝は落とします。

○6番 伊藤敬久 同じく企画振興費の負担金補助及び交付金の、阿武町特産品開発支援事業補助金ですが、補助が確定したのもということであったが、誰と何の商品開発がされたのか。

○まちづくり推進課長 当初予算の見積は上限50万円で5件の250万円を見込んでおりました。で、実際には7件の申請がありその内6件について認定させていただきました。その中には今回特異的な例で、宇田郷定置と奈古定置の野島水産の方から、今上田勝彦さんの指導により魚の神経締めをやっておりますけども、特に道の駅に出荷する分について高付加価値化を図るとともに特産品化を図るということで、神経締めとかスラリー締めとかそういったシールや法被を作ったりといった新しい商品化が図られまして、もう既に道の駅で表示もしておりますけどお客さんにも好評のようです。また一つ一つについてということであればまた後ほどご報告させていただきます。

○6番 伊藤敬久 また分かれば教えてほしい。

○委員長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

それでは次に移ります。3 款民生費。

○3 番 清水教昭 17 ページ、1 項 1 目社会福祉総務費の19 節負担金補助及び交付金で、阿武町民生・児童委員協議会活動費補助金で、金額が太いが、この民生・児童委員活動費の算出根拠の詳細を教えてください。

○健康福祉課長 現在、阿武町では民生委員が奈古に 9 人、福賀に 6 人、宇田郷に 5 人の計 20 人おられ、これに主任児童委員が奈古に 1 人、福賀に 1 人おられ計 22 人で協議会として活動してもらっております。この活動費の内訳は、お一人当たり年額 14 万 5,000 円、そして会長は 15 万 5,000 円で総額が 320 万円になりますが、この 2 つ上の報償費のところでは 320 万円の減額を行っております。先ほどの税務署の指摘の話の中で、今までは町から直接個人の皆さんに活動費として支払っていましたが、報償費で支払うと源泉の対象となり、10%源泉することになることから、県内各市町が活動費をどのような形で支払っているのかを聞いてみたら、隣の萩市はこの協議会(組織)に一括して支払いその組織の中で皆さんに振り分けていただくような形をとっているとのことでありましたので、阿武町としても萩市と同様のやり方に変えた方が良くはないかということで今回報償費から負担金補助へ費目を組み替えさせていただいたところです。

○委員長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようですので次 4 款衛生費に移ります。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようですので次 6 款農林水産費に移ります。質疑はありませんか。

○3 番 清水教昭 21 ページ、2 項 1 目林業政策費の18 節備品購入費で、猿移動式捕獲柵、今回 3 基増加で購入予定であると聞いたが、効果について及び今までの実績についてお聞きしたい。

○農林水産課長 この移動式の猿捕獲柵ですが、昨年度から設置をしております。

設置にあたっては、自治会からの要望、各地区の猟友会の皆さんの意見を聞きながら位置を決めてきたところですが、実績としては、これまで奈古筒尾地区で3匹捕獲したのみです。福賀の上東郷では場所は良いのですがちょっと扉の施錠の掛け違いで柵に入っていたという事実は確認できたものの逃げてしまったということがありまして、全く効果がないものとは断定できませんが、管理の仕方、餌の撒き方等にもコツがあるようでありまして、10月25日には田布施町の猟友会の会長に来ていただいて講演会もしていただきました。猟友会の皆さんを中心に、自治会や各種団体の方に喚起させていただき、相当効果があったのではないかと、皆さんこういう餌の撒き方をすればこんなに獲れるんだという意識は持たれたと、思っております。今年度当初で3基、今回3基で計6基を設置する予定です。また自治会の意見もお伺いしておりますしこれから猟友会の皆さんのご協力も得ながら1頭でも多くの効果があるような形で設置の協力をお願いできたらと思っております。

○3番 清水教昭 ちなみに宇田郷は何基あるのか。

○農林水産課長 宇田郷は、今、郷に置いております。それと、尾無畑にもう1基要望がありますので設置する予定にしております。それから、21ページの林業政策費15節工事請負費の猿捕獲柵移設工事というのがありますが、今、宇田の郷に設置しておるところですが、この場所があまりにも四方から見えるような場所でありまして、ちょっと位置的に良くないということで、今回地区内ではありませんが移動させていただいて効果を出したいと思っております。

○3番 清水教昭 車で通過する時に見るが、第一印象としてこれは絶対猿が避けて通るなと思う。やはり猟友会関係で詳しい方に相談され場所を変え、餌の撒き方を変えていくということをしてほしい。検討をお願いします。

○農林水産課長 冒頭に申し上げましたように、自治会からの要望や猟友会の皆さんの意見を聞きながら、ということで進めておりますので、今後もそのように進

めたいと思います。

○委員長 それでは、1 時間が経過しましたのでここで休憩したいと思います。

休 憩 11:02

再 開 11:12

○委員長 全員お揃いですので、会議を再開いたします。

続きまして、7 款商工費。質疑はありませんか。

○2 番 小田高正 23 ページ、1 項 2 目観光費11節需用費の印刷製本費で、観光パンフレットという話であったが、どういったような内容のものか。

○まちづくり推進課長 観光パンフレットについては、三つ折りの現在使用しているものの増刷です。これの他に地域おこし協力隊の宮川さんが町内の定置網とかを紹介した漁業関係のパンフレットを新たに作成するもの、それから、町内に新たにゲストハウスが 2 軒できましたので色々宿泊案内を兼ねて、それぞれ増刷 5,000 部、新規 5,000 部作成する経費を計上させていただいております。

○2 番 小田高正 このパンフレットには、活動内容、進捗状況というか神経締めであるとかモドロ岬等も入っているのか。

○まちづくり推進課長 はい。

○委員長 既に作成済みのものがあれば午後にでも配布してください。

○3 番 清水教昭 私も最近県庁に出向くことが多く 1 階にある各市町の観光パンフレットを目にするが、阿武町分がどこにあるか探すような状況で数が少ない。だから、こうして作られたらどんどんこういった場所に置いてほしい。

○まちづくり推進課長 人口規模、予算規模の大きい市部と同等の枚数勝負はできませんので、私たちの作る 5,000 枚は、相手に手渡しするなど最大限効果がある形で利用したいと考えております。それとウェブやホームページ等各種メディア

を駆使していきたいと思えます。

○3番 清水教昭 次に、3目道の駅産業振興費11節需用費の修繕料で、温水プールの熱交換機の交換と説明があったが、これは定期的にやるものか、突発的に発生したものか、また、どういう部分が傷んだのか。

○まちづくり推進課長 温泉、プールとも平成25年度にリニューアルしました。プールについては平成29年度に管の中を洗浄しておりますが、今回は部品交換が生じたため、年末から年始にかけて全部水を抜きプールの清掃をやる時に合わせて熱交換機の部品交換を行う予定です。洗浄と部品交換を交互にやる必要があります。

○委員長 他にありませんか。

○まちづくり推進課長 先ほど伊藤議員から特産品の事で質問がありまして答えができてなかった件ですが、令和元年度は6件で、魚関係で宇田郷定置網、野島水産からシール作成等で申請が上がっている分と、この他に農事組合法人うもれ木の郷から薬草を栽培しておられ無角和牛ウィンナーとかおからパウダー等が上がっています。また、河内のキウイ農家田原一男氏からキウイを活用したお菓子の製造、そして社会福祉法人EGFからこれもキウイを使ったスイーツの開発、最後に無角和種振興公社から無角和種の宣伝、PRということで先般東京のシェフを招いて試食会等を開催しましたがそういったことに取り組む計画です。

○委員長 それでは、8款土木費の方へ入ります。質疑はありませんか。

○3番 清水教昭 23ページ、2項2目橋梁費15節工事請負費、橋梁補修工事について、どこの橋でどういう補修内容か。

○土木建築課長 この橋は宇田の千歳橋です。工事内容は橋の桁とかが潮の関係で剥離していますので鉄筋のさび止め及び断面修復が主な内容ですが、クラック部分についてもある程度V字カットをして断面修復する他、伸縮目地等も古くなっていますのでそのやり替え工事をやるようにしています。

○3番 清水教昭 当然やる時には半分半分でやると思うが片側交互通行はできるようになるか。

○土木建築課長 その辺については、今後決定した業者と協議し進めることとなりますが、この度の金額は1スパン部分しか補修できないということですので、片側通行は橋を全部直す時よりは期間は短くなると思っています。

○3番 清水教昭 ぜひ片側通行は確保してほしい。

○2番 小田高正 1項1目土木総務費1節報酬で、ここには空き家対策等対策審議会委員とありますが、空き家対策は通常まちづくり推進課だと思うが、この科目に入っているのは何か目的があると思うがどうか。

○町長 まず、全体の組織体制でいうと、国では空き家対策は国土交通省が、従って県も同様に土木建築課とう流れで、町も同じように流れてきます。これが最大の理由です。

○2番 小田高正 前に聞いたかもしれないが構成員は。

○土木建築課長 委員の構成は、会長である町長、議会の代表である議長、不動産関係で萩市の三好一敏氏（山口県宅建協会萩支部会員）、法務関係で広石勝氏、建築関係で小田利春氏、住民代表で民生児童委員の小田浩三氏、女団連の藤田恒代氏、防犯関係で萩警察署生活安全課長野氏、後は役場の総務課長である副町長、健康福祉課長、事務局として土木建築課、まちづくり推進課がいるという構成になります。

○町長 この空き家等対策審議会の設置意義ですが、最大の狙いは特定空き家、要するに危険が迫っている空き家、それもよその家に倒れかかる或いは道路に倒れかかる、或いは犯罪の温床となるような所、景観を著しく阻害している所等を特定空き家として指定した場合、ご承知のように行政代執行ができます。その前提としてこの協議会の認定が必要になるわけです。この手続きを踏まないと指定もできないし行政代執行もできないということです。また、行政代執行をしても

現実問題、行政代執行ですから求償権はありますが求償しても戻ってくる可能性はないということになります。いずれにしてもこの審議会にかけないと進めることができませんので、今後やるやらないは別としてきちんと作っておくことが必要ということです。

○3番 清水教昭 宇田郷の浦地区に屋根の瓦が落ちそうで緑色の網がしてある家があり、これも年々傾きがひどくなってきて危険度が増しており、これこそ再度みていただき、当案件の題材としてあげてほしい。

○町長 私もよく存じております。あれも地域の方とも色々あって、一番恐いのメイン通りで2階建であり2階の瓦が道路に落ちて通行する人に危険があるということで相続人の一部の方にお問い合わせしましたが、やはりお金がかかることすぐにはできないという返事があり、じゃあ何とか事故が起こらないようにと網をかけてもらいまして現在そのままになっている状況です。ただ、これで特定空き家には指定できますが、いざ行政代執行かというのと、かかる経費をいくら求償してもお金が戻らないと思われれます。また、それを全部やったらほおかぶり得（知らないふりをして放っておいたら町が代執行してくれる）になる可能性があり、そういうことが助長される可能性もあることから慎重にならざるを得ないということなのです。

○委員長 他にございませんか。

○1番 池田倫拓 3目過疎対策道路事業費22節補償補てん及び賠償金で、東方筒尾線の本格的な工事はいつ頃から始まってどのくらいの期間を予定されているのか。

○土木建築課長 今、用地交渉の中で1人だけまだ交渉中ではありますが、工事は12月に入りましたので見積書を作成するための仕様書をもうじきお配りしたいと思います。それから実際には年明けくらいから工事に入っていけるのかなと思っています。延長的には約200m位しかありませんし、側溝がつくのが大きな構

造物位で後は舗装なので、大した工事ではありません。一応 3 月末完成を目指してやっていきたいと思っております。

○5 番 中野祥太郎 関連で、場所はどの辺りになるのか。

○土木建築課長 場所は奈古地区西のニッタイ前の交差点から土方面に進み、二車線の部分を過ぎて S 字になる所から土埕トンネルまでの区間になります。

○委員長 他ございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようですので、次に 9 款消防費に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようですので、次に 10 款教育費に入ります。質疑はありませんか。

○3 番 清水教昭 4 項 3 目町民センター費 13 節委託料で、町制 65 周年記念事業委託料とお聞きしたが、この金額の内訳を教えてください。

○教育委員会事務局長 内訳ですが、八代亜紀コンサートの委託料で実際に見積をいただいているのは 644 万 6,000 円で、まず公演料がキャスト、スタッフ合わせて 12 人で税抜き 380 万円、12 人分の移動費、宿泊費が食事代を含めて 127 万円、それから音響・照明で 79 万円、それと消費税が 58 万 6,000 円となります。また今回はピアノ、ギター、ドラムのアコースティックコンサートとなります。ちなみに、チケットは町内発売中で、昨日現在 336 枚販売しており、来週から一般発売を予定しております。

○委員長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようですので、次に歳入の方に移りたいと思います。歳入は 8 ページからになります。一括して質疑をお受けします。質疑はありませんか。

○5 番 中野祥太郎 11 ページ、21 款町債 1 目総務債、過疎対策(自治会総合交付金)事業債ですが、これは例年過疎債を使えるのか、このたび初めてなのか。補正

計上なので何か特別なことがあったのか。

○まちづくり推進課長 自治会総合交付金も過疎債のソフト事業の該当として計画に入れております。で、ソフト事業については例年4,000万円程度阿武町に割り当てがあったように思いますけど、それに未達の部分もあつたりしますので、それが全額使えるようにということで充てられたものと思います。

○5番 中野祥太郎 当初予算編成の時には過疎債を使わずに単独で交付することを考えておられたのか。

○まちづくり推進課長 当初単独でやる予定でしたが過疎債のソフト事業が充当できるということで計画にも上げておりますので財源として活用するという事です。

○3番 清水教昭 11ページ、20款諸収入4項1目9節雑入で、説明では、例のコンサートの入場料ということでしたが、私も買いましたが入場料が全席一律だったと思うが、座席により料金に差をつけることは検討されたのか。

○教育委員会事務局長 大きいホールですとそういうことも結構ありますが、阿武町は500席で25mプール位の大きさしか客席もありませんので、それにあまり差をつけてもどうかなというところもありまして、色々売り方は検討し相談しながら決定させていただきました。うちのホールはほぼ一体感のあるものだと思っておりますので、このホールで差をつけても逆に苦情が出るのではということで一律6,000円としたところです。また、うちのホールの場合、まず町民の皆さんは真ん中の席から買われます。ちょうど舞台と自分の視線が同じ位になるので、その辺が一番良い席だと思っております、色々検討もし相談した上で決定したところです。

○町長 今言う通りで、私もよく専門の方に話を聞く事がありますが、うちのホールの距離感、臨場感だと大きなホールでは全てS席となるようです。また、もう一つ町内の皆さんには優先的に購入できるよう先行発売をしたわけでありませ

から、言われることも分かりますが、勘弁していただきたいと思います。

○委員長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 ないようでしたら、5ページに戻って地方債補正に入ります。質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第14号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 では続きまして、議案第15号の審議に入ります。38ページから41ページ歳入歳出一括でお受けいたします。質疑はありませんか。

○2番 小田高正 41ページ、1款総務費1目一般管理費13節委託料、国保のシステムとマイナンバーの統一化というのが今叫ばれているが、この辺はどうなっているのか。

○健康福祉課長 これはマイナンバーとの連携に関連するものではなくて、4市1町クラウドの関係でシステム改修及び保険証の様式変更等が必要になってきたための経費であります。情報連携でありますので、マイナンバーについても連携を達成するためのものであろうかとは思っております。

○3番 清水教昭 41ページ、2目保険給付費2項1目一般被保険者高額療養費19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者高額療養費として非常に大きな金額が計上されているが、高額の対象者というのはある程度件数や治療内容とか把握できるのか。

○健康福祉課長 高額該当になるのは、それぞれの保険者により自己負担限度額

(月額)が決まっております、70歳未満の方で住民税非課税ですと月額3万5,400円と。年収に応じてそれぞれ違いますが、年間所得が210万円以下ですと5万7,600円、600万円以下ですと8万100円です。これらの方が入院等されますと月額の医療費がこの金額を上回ってしまいます。その上回った部分については保険者負担となることから、この費用が高額療養費にあたるものです。例えば11月診療分でいいますと、高額療養費の入院分として13件238万4,147円、長期疾病分として10件71万4,324円と、それぞれの高額部分が11月で40件の398万6,861円かかっております。例えば8月診療分で見ますとこれが50件の583万1,769円となっております。これらの高額の部分がちょっと当初の見積より上回ってきているため補正計上させていただいたところです。

○委員長 他にございませんか。

○2番 小田高正 39ページ、歳入4款県支出金1項1目保険給付費等交付金2節特別交付金で特定健診等負担金があるが、特定健診は何人位見込まれて何人位受診があったのか。

○健康福祉課長 今見込みの数、受診者数等を持ち合わせておりません。また後でお知らせいたします。

○委員長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第15号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第16号の審議に入ります。52ページから55ページ、

歳入歳出一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第16号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算(第2回)、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第17号の審議に入ります。64ページから67ページ、歳入歳出一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第17号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第18号の審議に入ります。74ページから77ページ、歳入歳出一括で質疑をお受けしたいと思います。質疑はありませんか。

○5番 中野祥太郎 77ページ、木与防災関係の設計委託料、仮設工事が出てきたが、これは本線なのか工事用道路関係なのか。それから、今後、7年位かけて工事が進むと思うが、同様に支障が出てくる場合工事が発生するのか。

○土木建築課長 今回計上しているのは、田部の水道施設で工事道路部分、本線部分いずれもあります。場所は波多俐夫さん宅付近で、工事用道路で現在幅員3m程度ある道路を4m程度にするということと、あそこがちょうど高架橋になり橋脚なりが途中に入ってくることから床堀の影響に係る部分もあります。それに

対し、水道管は波多俐夫さんと小野恵市さん宅の間の町道の上から田の方へ本管が下りて農道を通り近藤博成さん宅付近で町道に戻っており、ちょうどその部分がかかるので、今回の仮設工事はもう少し上の方から田の方へ仮設で引っ張り田を通過して近藤さん宅付近で本管に繋ぎ替えるものとなります。今後、橋なり本線なりができてくるのが何年後かになりますが、そうした場合あくまで仮設ですので迂回する本管を町道の中へ繋ぎ替える工事が出ます。その場合その工事は今回基金に100万円積み立てますので、それを取り崩して工事を実施することになります。

○5番 中野祥太郎 基本的には、今の部分というのは歳入の方にある820万円国交省からの補償であるから、今から色々な工事が出るかもしれないが、国交省からお金が入り特定財源となるということですよね。分かりました。

○委員長 他に皆さんからございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第18号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

○委員長 続きまして、議案第19号の審議に入ります。歳入歳出一括でお受けします。質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長 異議がないようですので、議案第19号、令和元年度阿武町漁業集落排

水事業特別会計補正予算(第 1 回)、は原案のとおり可決すべき事に決しました。

以上で、本日の委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 19 号までの計 19 件は、原案の通り承認、可決すべきものと決しました。

全体を通して質問、確認事項等ありましたらお伺いします。

(「なし」という声あり)

○健康福祉課長 先ほどの特定健診の人数についてのご質問の件、当初 352 人の予定が実績で 305 人です。

○委員長 それでは、長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。以上で審議を終了し行財政改革等特別委員会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 12時06分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 市 原 旭

阿武町行財政改革等特別委員会委員 池 田 倫 拓

阿武町行財政改革等特別委員会委員 小 田 高 正